



令和7年度広島市介護サービス事業者集団指導

介護サービス情報の公表制度について

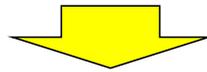


広島市 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課



制度の意義・目的

- ・ 介護サービス事業所をネット上でいつでも自由に検索できる
- ・ 介護サービス事業所の基本情報や特色が分かる
- ・ 複数の介護サービス事業所を比較検討できる



- ・ **基本情報** (従業者数、利用料金など)
- ・ **運営情報** (サービス内容、加算状況など)

ほぼ全ての介護サービス事業所が、
介護サービス情報の報告は義務

〔根拠法令〕 介護保険法 第115条の35 第1項、第2項



介護サービス情報の報告(年1回)を行わなかった場合

- ① 期間を定めて**報告命令を実施**

報告が行わなければ・・・

- ② **指定・許可の取消、期間を定めて
指定等の効力停止処分等**

〔根拠法令〕 法 第115条の35 第4項、第6項、第7項



事業者の方へのお願い ～介護サービス情報公表システムの更新～

◎ 年1回の定期更新

※(一社)広島県シルバーサービス振興会から報告依頼があります。

- ・ 登録内容に変更がなくとも、**1年に1回**は必ず確認

◎ 事業所の基本情報等に変更があった場合の更新

- ・ 登録情報に変更があったら、**都度、更新**
- ・ **廃止した事業所は削除**
- ・ **公表対象外となった事業所は非公表**



参 考

- ◎ 広島市ホームページ
介護サービス情報の公表制度について(令和7年度)
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kaigo/2560.html>
- ◎ 介護事業所・生活関連情報検索
(介護サービス情報公表システム)
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>
- ◎ 厚生労働省ホームページ(リーフレット等)
[介護サービスの情報公表制度 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/)

